

# 第1子・多子世帯負担軽減助成金のご案内

【ベビーシッター利用支援事業（待機児童対策）をご利用の方】

## 対象者

葛飾区のベビーシッター利用支援事業（待機児童対策）を利用している保護者

## 対象経費

ベビーシッター利用支援事業（待機児童対策）における利用料（150円×利用時間数）  
 ※第2子以降の利用料については、令和7年4月から令和8年3月までの利用分が対象です。  
 ※**第1子の利用料については、令和7年9月から**令和8年3月までの利用分が対象です。  
 ※一時預かりベビーシッター利用支援事業の利用に伴って発生した保育料は対象外です。

## 対象期間

葛飾区でアカウント発行の申請を受付けた日から利用約款第11条（利用の終了）に記載する事由による失効日まで。

## 助成額・助成方法

月額33,000円上限で、申請書に記入した保護者の口座に直接振込みます。

## 提出書類

- ① 葛飾区ベビーシッター利用支援事業助成金申請書【第1子・多子世帯負担軽減】
- ② 事業者が発行した領収書の写し（利用日時及び保育料の支払いがわかるもの。領収書で利用日時及び利用料が確認できない場合は、事業者が発行した請求書や内訳書を添付すること）
- ③ 別紙利用内訳書
- ④ 支払金口座の通帳の写し

## 申請期限等（令和7年度）

| 利用月                                                                    | 最終申請受付締切日              | 決定通知・振込時期                    | 提出先                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2子以降：<br>令和7年4月～<br>令和8年3月分<br>まで<br>第1子：<br>令和7年9月～<br>令和8年3月分<br>まで | 令和8年<br>4月10日（金）<br>必着 | 5月中旬頃決定通知<br>5月下旬～6月上旬<br>振込 | 〒124-8555<br>葛飾区立石5-13-1 葛飾区役所<br>子育て応援課 子育て応援係 ベビーシッター<br>利用支援事業担当<br>※郵送又はご持参ください。 |

※既に利用が終了している場合は、締切りに関わらず速やかに提出してください。

※領収書の発行事情等により締切りに間に合わない場合は、事前に子育て応援係にご相談ください。

## 注意事項

- ・申請書類は葛飾区ホームページ  
[トップページ](#)>[子育て・教育](#)>[子育て](#)>[保育](#)>[ベビーシッター利用支援事業](#)>[添付ファイル](#)  
 からダウンロード又は葛飾区役所（401 子育て支援窓口）で受け取ってください。
- ・領収書の原本が提出された場合には、返却できませんので予めご了承ください。
- ・領収書で利用料の支払いが明記されていない場合は、対象経費に含まれません。
- ・転入前や転出後の助成は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞ 葛飾区 子育て応援課  
 子育て応援係ベビーシッター利用支援事業担当  
 電話番号 03（5654）6357（直通）又は  
 03（3695）1111 内線 2542・2543